

(目的)

1 伊江村の児童生徒が全国大会等に出場する個人及び団体に対して、大会での活躍を激励するとともに、全国大会等出場激励金（以下「激励金」という。）を交付することにより、本村における児童生徒の芸術文化スポーツ活動の奨励を目的とする。

(交付対象大会)

2 激励金の交付の対象となる大会は、小学校、中学校及び高等学校の学校教育活動の一環として参加する国（文部科学省等）若しくは、これに準ずる機関が主催又は後援する九州大会規模以上の文化芸術スポーツ大会で、県大会、地方大会等の予選又は県の推薦を経て出場若しくは出品する大会とする。

(交付対象者)

3 激励金の交付を受けることができるものは、保護者のいずれかが伊江村に住所を有し、かつ、居住している者で、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 本村に在住している児童生徒

(2) 伊江中学校を卒業した者

(3) 上記(2)の規定に該当し、高等学校等に就学している者

3-2 交付対象人数は大会要項等に在籍する児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）数が大会要項等に記載されていない場合には、実出場人数とする。

(激励金の額)

4 激励金の額は、小学生及び中学生は1人につき1万円とする。ただし、団体で出場する場合においては、1人につき5,000円とし、1団体につき3万円を限度とする。また、団体出場で同大会に個人戦でも出場する者は除く。

4-2 高校生は1人につき2万円とする。

4-3 前項に規定する激励金の交付回数は、出場競技毎につき同一年度に3回を限度とする。

(交付の申請等)

5 激励金の交付の申請は、交付対象者の保護者又は法定代理人（以下「保護者等」という。）が行わなければならない。ただし、保護者等の同意を得たときは、対象者が属する団体の監督又は引率者等が申請できるものとする。

5-2 激励金の申請は、伊江村児童生徒全国大会等出場激励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) 出場する大会の開催要項

(2) 委任承諾書（様式2号）（保護者等以外が申請者となる場合）

(成績等の報告)

6 激励金の交付を受けた者は、交付の対象となる大会が終了した日から30日以内に、伊江村児童生徒全国大会等出場結果報告書（様式第3号）に結果がわかる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(激励金の返還)

7 激励金の交付を受け、大会に出場しなかった者は、大会終了後14日以内に、伊江村児童生徒全国大会等出場辞退届（様式第4号）を提出し、当該激励金を村長に返還しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

8 ここに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。